

# お知らせ

当健康保険組合では、令和8年4月より、柔道整復師の施術にかかる「柔道整復施術療養費支給申請書」の内容点検・支払事務等について、業務の効率化及び更なる医療費適正化の観点から業務委託を行っています。

業務委託先：ガリバー・インターナショナル株式会社

所在地：大阪府大阪市北区堂島浜2丁目2番28号 堂島アクシスビル 10階/13階

## 【加入者の皆様へ】

医療費適正化の一環として、施術内容・施術経過・負傷原因等について受療者の方へご照会させていただく場合がありますので、ご回答へのご協力をお願いいたします。

なお、施術内容等の照会業務は、ガリバー・インターナショナル株式会社 保険管理センター（所在地：大阪）が書面（柔道整復師（整骨院・接骨院）での受療に伴う確認について）により実施いたします。

※ ご回答いただいた内容については、個人情報保護法に基づき、柔道整復療養費の点検及び確認以外には使用しない旨の契約を委託業者と交わしています。

## 【柔道整復師及び関係団体の皆様へ】

療養費の支払いサイクルは次のとおりです。

・N月 当組合受付分 ⇒ (N+3)月 第2営業日に委託業者から指定口座へ振込み

なお、「柔道整復施術療養費支給申請書」の提出は、当健康保険組合あて送付してください。

また、申請書の内容に関する照会・確認業務につきましても委託業者が実施します。

### 施術から支払完了までの流れ

